

ID: 643

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	手当の不支給		
法令名 根拠条項	児童手当法 第10条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第10条の規定による。 (支給の制限) 第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日